

# 東京女子医科大学病院 院内感染対策指針

## 基本理念

東京女子医科大学病院では来院されるすべての患者の安全と安心の確保を目指して標準予防策をはじめとする科学的根拠に基づいた感染対策を確実に継続的に臨床実践して質の高い医療を提供できるよう職員一同取り組むことを基本とする。

## 感染対策の組織と体制

感染対策推進のために、本指針に基づき以下の組織を設置する。

1. 院内感染対策委員会
2. 感染対策推進部会
3. インфекションコントロールチーム(ICT)
4. 抗菌薬適正使用支援チーム(AST)
5. 感染対策リンクドクター
6. 感染対策リンクナースならびに感染対策リンクナース会
7. 総合感染症・感染制御部

### 1. 院内感染対策委員会

#### (1)役割

総合感染症・感染制御部運営部長を委員長とし、各部門の責任者を構成員として院内感染対策委員会を設ける。毎月1回定期的に会議を開催し、院内感染対策の推進に必要な事項の報告と審議を行う。審議決定事項は院内感染対策推進部会に報告し、院内各部署の代表者を通じて周知する。

#### (2)感染対策に関する報告事項と審議事項の内容

- ①定期的な耐性菌等の病原体の検出状況
- ②感染症法に基づく届出の発生状況
- ③職業感染に関わる事例発生状況
- ④抗菌薬適正使用支援に関わる各種情報
- ⑤定期的な委員会規定の見直し 等

### 2. インフェクションコントロールチーム(Infection Control Team:ICT)

#### (1)役割

総合感染症・感染制御部員(看護師、感染制御科ならびに感染症科の医師、兼任薬剤師、兼任臨床検査技師、事務員を含む)、各専門職の実務代表者を構成員として、院内感染対策委員会の下にインフェクションコントロールチームをおく。インフェクションコントロールチームのメンバーは毎月1回定期的に院内感染対策推進部会に出席し、他の院内感染対策推進部会員と情報共有を行う。

(2)活動・審議内容

- ①感染対策マニュアルの作成および改訂
- ②院内感染サーベイランスの実施とフィードバック
- ③感染防止技術の徹底と推進
- ④アウトブレイク発生時の対応
- ⑤職業感染対策
- ⑥コンサルテーション
- ⑦職員教育
- ⑧ファシリティ・マネージメント
- ⑨ニュース・情報のホームページを通じた発信

### **3. 抗菌薬適正使用支援チーム(Antimicrobial Stewardship Team:AST)**

(1)役割

不適切な抗菌薬の使用が耐性菌を発生あるいは蔓延させる原因となるため、患者への抗菌薬の使用を適切に管理する役割を担い、最大限の治療効果を導くと同時に、有害事象をできるだけ最小限にとどめ、いち早く感染症治療が完了できるように支援を行う。

(2)活動内容

- ① 広域抗菌薬等特定抗菌薬使用対象のモニタリング
- ② 検査や薬物モニタリング状況等の経時的評価とフィードバック
- ③ 微生物検査・臨床検査の体制整備
- ④ アウトカム指標の定期的評価
- ⑤ 抗菌薬適正使用のための職員研修
- ⑥ 抗菌薬使用マニュアルの作成と運用
- ⑦ 抗菌薬の種類、用量等の定期的見直しと整理

### **4. 感染リンクドクター**

(1)役割

総合感染症・感染制御部運営部長を責任者とし、各診療科より1名の医師を感染対策リンクドクターに任命する。毎月1回開催される感染対策推進部会に出席し、感染防止対策に必要な知識・技術・最新情報を確認、学習し、各診療科における感染防止活動の積極的な指導と実践を通じて、病院全体の感染防止活動の推進に貢献する。

(2)活動内容

- ①科学的根拠に基づいた感染防止対策の推奨および徹底
- ②抗菌薬適正使用の推進
- ③院内感染対策委員会決定事項の医局内周知徹底
- ④耐性菌等院内の検出状況の把握
- ⑤感染症集団発生時の対応

## **5. 感染対策リンクナースならびに感染対策リンクナース会**

### **(1)役割**

総合感染症・感染制御部感染管理認定看護師を責任者とし、各看護単位より1～2名の看護師を感染リンクナースに任命し、原則月1回の感染対策リンクナース会を設ける。感染対策リンクナース会では、感染防止対策に必要な知識・技術・最新情報を学び、臨床における感染防止活動の積極的な実践を通じて、病院全体の感染防止対策の推進に貢献する。感染対策リンクナースは感染対策推進部会に出席し感染対策リンクドクターならびにインфекションコントロールチームメンバーと情報共をはかる。感染対策に関する事項について、職員への周知と臨床実践指導にあたる。

### **(2)活動内容**

- ①科学的根拠に基づいた感染防止対策の習得
- ②適切な感染防止技術の臨床での波及
- ③所属部門の感染防止対策に関連する課題の改善
- ④インフェクションコントロールチームの活動への協力

## **6. 総合感染症・感染制御部**

### **(1)役割**

総合感染症・感染制御部運営部長を責任者とし、感染症科医師、感染制御科医師、感染管理認定看護師、事務員より構成する総合感染症・感染制御部を設置する。総合感染症・感染制御部は、院内感染対策委員会の指示のもとに同感染対策推進部会、感染対策リンクナース会と連携して、院内の感染予防および感染対策推進業務全般に常時従事し活動するとともに、院内で問題となる感染症の発生時には、早急に臨床介入し、適切な治療、感染対策を指導確認し感染拡大防止に努める。

### **(2)活動内容**

- ①細菌、ウイルス等感染症に関する問い合わせへの対応
- ②院内感染対策に関する委員会の運営
- ③院内における感染の発症、発生の実情把握
- ④感染対策マニュアルの作成と改訂
- ⑤院内感染サーベイランスの実施
- ⑥感染防止技術の推進
- ⑦職業感染対策
- ⑧職員教育

## 職員研修

感染対策の徹底および推進を目的とし以下の研修を実施する。集団対象の講義形式だけでなく、強化月間等の職員参加型やイベント式の研修も企画する。研修参加者の職種、人数、成果などを記録に残して研修を評価するとともに、録画によるDVD視聴講習や資料提供等により、欠席者講習も実施する。

- ① 全職種の新入職員を対象とした感染対策の基本研修
- ② 全職員を対象とした手指衛生の強化
- ③ 全職員を対象に針刺し切創・血液体液曝露防止の強化
- ④ 全職員を対象に講演形式の感染対策の講習会またはeLearningの実施(年2回)  
※抗菌薬適正使用講習会(年2回)は、抗菌薬に関わる医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師が対象。
- ⑤ 感染対策リンクナースを対象とした感染防止技術等の研修会
- ⑥ 職種別の研修会
- ⑦ 委託作業業務職員、看護補助者、病院ボランティア等を対象とした講習会

## 院内感染等発生状況報告

院内で問題となる感染症または感染状況が発生した場合には、当該診療科主治医および当該病棟看護師長は、それぞれ総合感染症・感染制御部に早急に報告を行う。また、中央検査部門は、同様の事象発生を把握した際には総合感染症・感染制御部に早急に報告する。結核菌、多剤耐性菌、クロストリディオイデス・ディフィシル等については、検出があれば細菌検査室より総合感染症・感染制御部に適宜レポート送信する。

## 感染発生時対応

院内で問題となる感染症または感染状況の発生連絡を受けた場合には、院内感染対策委員会の指示のもとに総合感染症・感染制御部は直ちに当該部門に連携して介入し、発生時期、発生件数、患者の症状、発生要因などを調査し、原因の究明、感染経路の遮断、適切な治療を指示し、感染の拡大や再発の防止の指導および実施状況の確認にあたる。発生状況によっては、病院長はじめ病院管理部門に規程の連絡網にて連絡し、行政報告の要否等について指示を仰ぐ。

## 指針の開覧

本指針は、感染対策マニュアル、総合感染症・感染制御部ホームページ等に掲載し、広く職員に知らしめるとともに、患者等外部からの閲覧要望があれば応じる。

## その他

本指針は2007年7月13日策定とする。

感染症法の改正や感染対策に関する組織変更が行われた場合などには、必要に応じて本指針の改訂案を総合感染症・感染制御部で策定し、院内感染対策委員会の承認をもって改訂することができる。